

仙台スタジアムナイター照明LED化事業  
募集要項

令和5年5月

仙台市

1.	募集の趣旨 .....	1
2.	事業概要.....	1
3.	応募条件.....	2
4.	応募に関する留意事項 .....	3
5.	事業全体スケジュール（予定）及び提出書類.....	4
6.	提案書類作成要領 .....	8
7.	配布資料・現地確認.....	9
8.	評価.....	9
9.	提案書類における提示条件 .....	11
10.	事業実施に関する事項 .....	12
11.	契約に関する事項 .....	14
12.	工事計画.....	14
13.	事務局 .....	14

## 1. 募集の趣旨

仙台市（以下「本市」という。）が所有する七北田公園の仙台スタジアムのナイター用照明器具（以下「照明器具」という）は、令和3年9月に生産終了となったことから、新しい照明器具への更新が喫緊の課題となっている。

現在の照明器具はメタルハライドランプや高圧ナトリウムランプが主であり、点灯・再点灯・消灯に時間を要し、利用者が不便を被る状況にある。また、環境負荷や電気料金の低減化も求められていることから、省エネルギー性に優れかつ長寿命のLED照明器具への更新が急務となっている。

以上の認識に基づき、仙台スタジアムのナイター照明LED化について、応募者から提案を受け、本市にとって最も優れていると考えられる提案を選定するため、本募集を実施するものである。

審査の結果、最も優れている提案を行った応募者（以下「優先交渉権者」という。）は、本市と事業契約に向け協議を行い、合意に至った場合、本事業に係る事業契約を締結し、本事業を実施するものとする。

## 2. 事業概要

### (1) 事業名称

仙台スタジアムナイター照明LED化事業

### (2) 対象場所

仙台市泉区七北田字柳78

仙台スタジアム（ユアテックスタジアム仙台）

### (3) 契約方法・期間

ア 契約方法：業務委託契約

イ 契約期間：契約締結日から令和16年3月31日

### (4) 要求水準

別に定める「仙台スタジアムナイター照明LED化事業に関する要求水準書」（以下「要求水準書」という。）のとおりとする。

### (5) 事業費限度額

金438,020,000円（消費税及び地方消費税額を含む）

## (6) 事業内容

- ア 本事業の施工に必要となる物品の調達
- イ ナイター用照明器具のLED化に係る事前調査・設計業務
- ウ 既設ナイター用照明器具の撤去工事
- エ ナイター用照明器具・照明制御盤・分電盤の更新（LED化）工事
- オ 更新したナイター用照明器具及び照明制御盤（以下、「更新設備」という）の試験
- カ その他本工事に必要な更新設備への電源供給及び配線接続のために必要な工事
- キ 更新設備の契約期間中の維持管理、修繕対応実績の報告

## 3. 応募条件

### (1) 応募者の役割

ア 応募者は、次の役割を全て担い、グループの場合は各構成員が以下の役割を分担するものとする。

#### (ア) 事業役割

本市との連絡窓口となり、契約等諸手続を行い、事業遂行の責を負う。

#### (イ) 設計役割

設計・計画に関する業務をすべて実施する。

#### (ウ) 施工役割

施工に関する業務をすべて実施する。

#### (エ) 金融役割

本事業に係る資金調達を実施する。

#### (オ) その他役割

上記(ア)～(エ)以外の材料供給や既設設備の調査等に関する業務を各々実施する。

イ 応募者は、応募や提案に係る諸手続のほか、優先交渉権者となった場合の契約等に係る諸手続きを行う。

### (2) 応募者の要件

ア 本事業を行う能力を有する単独企業あるいは企業グループ（複数企業の共同体）であること

イ 単独で応募する場合は、事業のすべての役割を担うことができる企業であること。

ウ グループで応募する場合は、事業役割を担う代表者を1者選定し、その者が本市との連絡窓口となり、事業の遂行の責を負うものとする。参加表明時は、応募者の構成員すべてを明らかにし、各々の役割分担を明確にすること。

エ 応募者は、過去5年間（平成30年4月1日～令和5年3月31日）において、単独またはグループの代表として、官公庁等における類似のスポーツ・スタジアムLED照明事業で実績（契約締結）があること。

※実績については、LED化工事が完了しているものを指す。

- オ 応募者は、参加表明時から評価結果通知までの期間、本市における競争入札参加資格（物品）（工事）（コンサル）のいずれかの認定を受けている者であること。
- カ 施工役割を担う者は、参加表明時から評価結果通知までの期間、本市における競争入札参加資格「工事」の申請種目「電気設備工事」の認定を受けている者で、本店所在地が「市内」として登録されている者であること。役割を担う者が複数の場合は、その構成員の全てに適用する。
- キ 契約締結後において、事業運営を目的とした特定子会社等を設立することも可能とする。ただし、設立条件などに関しては、本市と協議した上で合意を得ること。

### (3) 応募者の制限

次に掲げる者は、応募者の構成員となることはできない。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）167条の4の規定に該当する者。
- イ 有資格業者に対する指名停止に関する要綱（昭和60年10月29日市長決裁）第2条第1項の規定による指名の停止を受けている者。
- ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立中又は再生手続中の者。
- エ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立中又は再生手続中の者
- オ 市内に本店、支店又は営業所を有する場合は、仙台市税及び消費税並びに地方消費税を滞納している者。市内に本店、支店又は営業所を有しない場合、消費税及び地方消費税を滞納している者。
- カ 仙台市入札契約暴力団等排除要綱（平成20年10月31日市長決裁）別表に掲げる措置要件に該当している者。
- キ 参加表明時の提出書類及び提案書類に虚偽の記載をし、または、重要な事実について記載をしなかった者。
- ク 不正な手段を用いて本事業を誹謗し、または、事業の公正な進行を妨げる者、もしくは、妨げた者。

### (4) 市内企業の参画

応募者は市内企業の本事業への参画に十分な配慮をおこなうこと。

## 4. 応募に関する留意事項

### (1) 費用負担

応募に関する全ての書類の作成及び提出に係る費用は、応募者の負担とする。

### (2) 提出書類の取り扱い・著作権

提出書類の著作権は、それぞれの応募者に帰属するが、提出書類は返却しないものとする。また、本市は、応募者に無断で本募集以外の目的で提出書類を使用したり、情報を漏らしたりすることはない。

(3) 特許権

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、設計、施工方法、工事材料、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、応募者が負うものとする。

(4) 本市からの提出書類の取扱い

本市が提供する資料は、応募に関する目的以外では使用してはならない。

(5) 応募者の複数提案の禁止

応募者は、複数の提案を行うことはできない。

(6) 参加表明時から契約締結時までの期間における構成員の変更の禁止

応募者は、参加表明時から契約締結時までの期間における構成員の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、本市と協議を行い、本市がこれを認めたときはこの限りでない。

(7) 提出書類の変更禁止

提出した書類の変更や追加は認めない。ただし、後日、本市から参考資料の提出を求められた場合はこの限りではない。

(8) 虚偽の記載の禁止

参加表明時の提出書類及び提案書類に虚偽記載があった場合は、参加表明書又は提案書類を無効とする。

(9) 関係者との接触の禁止

本要項に関する問合せは、「13. 事務局」に記載の連絡先に行うこと。また、公募に関する質問や書類の提出などを除き、別に定める仙台スタジアムナイター照明LED化事業に係る公募型プロポーザル選定委員会（以下、「選定委員会」という。）の委員及び本事業に従事する市職員との、本件に関する接触を禁止する。

なお、接触の事実が認められた場合は、失格となる場合がある。

5. 事業全体スケジュール（予定）及び提出書類

(1) 本事業は、次の日程（予定）で行う。

	項目	日程
①	募集要項等の公開（ホームページで公開）	令和5年5月24日（水）
②	公募書類に関する質問の受付	令和5年5月24日（水） ～5月30日（火）
③	質問の回答	令和5年6月2日（金）
④	参加表明書及び資格確認書類の受付	令和5年5月24日（水） ～6月6日（火）
⑤	応募者資格確認結果、提案要請書の通知	令和5年6月8日（木）

⑥	提案書類の受付	令和5年6月8日(木) ～6月13日(火)
⑦	プレゼンテーション	令和5年6月19日(月)
⑧	優先交渉権者の決定	令和5年6月21日(水)
⑨	本契約の締結	令和5年8月下旬
⑩	設計・施工期間	令和5年9月上旬 ～令和5年2月下旬
⑪	維持管理	工事完了確認後 ～令和16年3月31日

(2) 本提案募集の手続き

ア 募集要項の配布

募集要項は、本市のホームページにて公開する。

イ 本事業に対する質問受付・質問回答

本事業に関する質問の受付及び回答は、次の方法により行う。

(ア) 質問の方法

質問は、質問書(様式第1号)を使用し、質問1件につき1枚使用すること。また、受付は電子メールのみとし、「13. 事務局」に記載のメールアドレスに送付すること。電話、FAX、持参等は不可とする。

質問が複数件ある場合は、1つのメールに複数件添付のうえ送付して構わない。

なお、電子メール送信の際は、件名を「仙台スタジアムナイター照明LED化事業質問書」と記載することとし、電子メール送信後、事務局へ電話にて電子メールの到着を確認すること。

(イ) 受付期間

令和5年5月24日(水)～5月30日(火) 午後5時(必着)

受付時間は、開庁日の午前9時から午後5時までとする。

ウ 質問への回答

回答は、提出された質問を取りまとめて、令和5年6月2日(金)に本市のホームページで公表することとし、口頭による個別対応は行わない。

なお、回答は本募集要項と一体のものとして同等の効力を持つものとする。

(3) 参加表明時の提出書類

応募者は、次により参加表明時の提出書類を持参または郵送で提出すること。

ア 受付期間

令和5年5月24日(水)～6月6日(火) 午後5時(必着)

受付時間は、開庁日の午前9時から午後5時までとする。

イ 受付場所

建設局百年の杜推進部公園管理課(オンワード樫山仙台ビル4階)

#### ウ 参加表明時の提出書類

次の提出書類に各々様式番号を記した表紙とインデックスを付け、A4縦長ファイルに綴じたものを9部（正1部、副8部）提出すること。副は正の写しを提出すること。

##### (ア) 参加表明書（様式第2号）

グループで参加の場合は、代表企業名で作成し提出すること。

##### (イ) グループ構成表（様式第3号）

応募者の構成員全てを明らかにし、各々の役割分担（事業役割、設計役割、施工役割、金融役割、その他役割（分担名を記載のこと））を明確にすること。グループとして応募する場合は、構成員の間で交わされた契約書または覚書等の内容を添付すること。

##### (ウ) 履行保証書（様式第4号）

事業役割を担う応募者に、経営等の状況が良好である関係会社（親会社等）がある場合、その関係会社による履行保証を明らかにする書類を提出することができる。  
※提出は任意とする。

##### (エ) 印鑑証明書

所管法務局発行の証明書の正本で、受付日前3カ月以内に発行されたものを提出すること。

##### (オ) 商業登記簿謄本

現に効力を有する部分の謄本で受付日前3カ月以内に発行されたものを綴じたものを提出すること。

##### (カ) 納税証明書

最新決算年度の確定申告分の法人税、法人事業税の納税証明書を各1通ずつ綴じたものとし、事務所が複数箇所ある場合には、本社所在地の官公庁で発行する納税証明書を提出すること。

##### (キ) 市税等の滞納がないことの証明書

本市に本店、支店又は営業所を有する場合は、仙台市税及び消費税並びに地方消費税の滞納がないことの証明書を提出すること。市内に本店等を有しない場合は、消費税並びに地方消費税の滞納がないことの証明書を提出すること。

##### (ク) 財務諸表

最新決算年度の貸借対照表、損益計算書、利益処分（損失処理）計算書等の財務諸表を綴じたものを提出すること。写しでも可とする。

なお、本事業について、関係会社（親会社等）が履行保証を行う場合は、その関係会社の財務諸表も添付すること。

##### (ケ) 会社概要

企業設立年から現在までの営業の沿革及び主要な営業経歴等、以下の項目を網羅

したものを綴じたものを提出すること。

- ① 代表者役職及び氏名、資本金、従業員数、設立年、年間売上金額、営業所一覧、会社の特徴等（様式第5号の1）
- ② 企業状況表（様式第5号の2）
- ③ 有資格技術職員内訳表（様式第5号の3）
- ④ 各役割の責任者事業実績表（様式第5号の4）
- ⑤ その他、本事業について、関係会社（親会社等）が履行保証を行う場合は、その関係会社の会社概要も添付すること。また、様式を指定しているものであっても、上記の内容を含む応募者のパンフレット等による代用も認める。

(コ) 建設業の許可証明書

建設業法第3条第1項に規定する許可証明書を提出すること。また、写しでも可とする。

ただし、担当業務内容により、審査を受ける必要のない場合はその旨を明示すること。

(サ) 同種または類似事業実績表（様式第6号）

様式記載の指示に従い、必要項目を網羅した事業実績表を提出すること。

(シ) 暴力団員などに該当しないことの誓約書及び同意書（様式7号の1）及び役員等氏名一覧表（様式7号の2）

様式記載の指示に従い、提出すること。企業グループでの応募の場合は、すべての構成員が提出すること。

(ス) 各資格者免許証の写し

有資格技術職員のうち、各代表1名分の資格者免許証（表・裏）の写しを提出すること。

(セ) 監理技術者免許証の写し

施工役割会社における監理技術者免許証（表・裏）の写しを提出すること。

(4) 参加資格確認結果及び提案要請書の通知

参加資格の確認結果及び提案要請書は、書面及び電子メールで本市から応募者（代表者）に通知する。

ア 電子メール送信日 令和5年6月8日（木）

イ 書面郵送日 令和5年6月8日（木）発送

(5) 提案書類の提出

提案を要請された応募者は、「6. 提案書類作成要領」に従い、提案書類を作成し、事務局へ持参または郵送で提出すること。

ア 受付期間 令和5年6月8日(木)～6月13日(火)午後5時(必着)

イ 受付時間 開庁日の午前9時から午後5時までとする。

(6) 参加を辞退する場合

提案を要請された応募者が参加を辞退する場合は、提案書類受付の締切日の前日午後5時までに提案辞退届(様式第8号)を1部、事務局に持参または郵送で提出すること。

6. 提案書類作成要領

(1) 提案書類

提案書類提出届(様式第9号)とともに、次の提出書類に各々の書類符号を記した表紙とインデックスを付け、A4縦長ファイルにとじたものを9部(正1部、副8部)提出すること。副は正の写しを提出すること。

ア 提案総括表(様式第10号の1)(様式第10号の2)

イ 事業資金計画書(様式第11の1号)(様式第11の2号)(様式第11の3号)(様式第11の4号)

ウ 施工計画・内容・実施体制(様式第12号)

エ 使用機器提案書(様式第13号)

オ 円滑な競技運営に資する光環境の構築(様式第14号)

カ 照明設備の幅広い活用(様式第15号)

キ 廃棄物の処理・再利用計画(様式第16号)

ク 維持管理等提案書(様式第17号)

ケ 契約終了後の対応(様式第18号)

コ 社会的な要請への取組体制報告書(様式第19号)

(2) 作成要領

ア 使用言語は日本語、通貨は日本国通貨、単位は測量法に定めるものとし、全てを横書きとする。また、原則としてフォントはMS明朝体10.5ポイントで統一すること。

イ 各提案書類には、会社名、住所、氏名、ロゴマーク等、応募者を特定できる表示は一切付してはならない。

ウ 提案書類提出届(様式第9号)により提出書類の構成を示した上で、A4縦長ファイルにとじたもので提出すること。また、A4版以外の様式については、A4版サイズに折り込むこと。

エ エネルギーに関する換算値

エネルギーに関する計算においては、次の換算値で行うこと。

エネルギー種別	1次エネルギー換算	CO <sub>2</sub> 排出係数
電気	9.76 (MJ/kWh)	0.496 (kg-CO <sub>2</sub> )/kWh

※出典：電気事業者別排出係数（特定排出者の温室効果ガス排出量算定用）

令和3年度実績 令和5年1月24日 環境省・経済産業省公表

オ 電気料金を計算する際の基準

電気料金を計算においては、電気料金単価25円/kWh（税別）を用いること。なお、照明使用状況は、600（時間/年）とする。

※出典：一般社団法人 日本照明工業会 ガイド A139:2020 電力料金及び年間点灯時間の表示に関するガイドライン

## 7. 配布資料・現地確認

### (1) 配布資料の内容

仙台スタジアム関連図面（PDFデータ）（建築・電気・設備等）

### (2) 配布方法

上記配付資料を必要とする者は、「13. 事務局」あてに、事前に電話またはメールにて連絡を行い、個別に調整を行うこと。

### ア 配布期間

令和5年5月24日（水）～6月6日（火）

### イ 現地確認

現地確認を希望する者は、「13. 事務局」あてに、電話またはメールにて連絡を行い、個別に調整を行ったうえで、事前に許可を得ること。事務局の許可を得ない無断での現地確認は認めない。また、現地確認の際は、施設利用者及び近隣等へ迷惑がかからないよう十分配慮すること。

## 8. 評価

### (1) 評価の流れ

評価にあたっては、次頁の採点表を基に選定委員会が、総合的な審査を行い、最優秀提案1者、優秀提案1者を選定する。

## 仙台スタジアムナイター照明LED化事業に係る 公募型プロポーザル 採点表

評価項目	評価基準	評価書類	割合
①基本的事項	本業務の内容を理解し、計画通り遂行できる能力を有すると認められるか。	全体	20%
	募集の趣旨を十分理解し、提案内容全体を通して、独自の工夫やノウハウの提案があるか。	全体	
②事業の継続性・資金計画	経営状況や資金調達計画が信頼できるか。	参加表明時提出書類	20%
	事業費(業務委託料)の内訳が明瞭かつ妥当であるか。	様式第11号の1～4・様式第17号	
③施工計画・内容・実施体制	限られた施工期間内に、安全かつ正確に工事を完了させる具体的な提案があるか。	様式第12号	25%
	施工期間中における緊急時の対応について具体的な提案があるか。	様式第12号	
	本事業の実施体制が適切に確保されていることや、施工に際し、市内業者が参画する提案となっているか。	様式第12号	
④維持管理	日常的な利用のほか、故障時対応など保守管理体制に対して十分配慮しているか。	様式第17号	10%
	契約期間満了後の対応について、具体的な提案があるか。	様式第18号	
⑤灯具・設備	Jリーグの基準をはじめ、各種競技スタジアムに関する基準等を満たし、さらに照明環境の質を高めて、競技者や運営者のメリットとなる提案内容になっているか。	様式第13号・14号	15%
	使用機器は、耐久性、耐候性、メンテナンス性等に対して十分配慮しているか。	様式第13号	
	従来から開催されてきた各種大会、イベント等の販売をサポートするとともに、当該施設でイベント等の開催・誘致に資するよう、幅広い利用を想定した創意工夫がされているか	様式第15号	
⑥環境及び社会的な要請への対応	廃棄物の処理・再利用計画が具体的かつ適正であるか	様式第16号	10%
	働き方改革、SDGs及び障害者雇用等の社会的な要請への対応に積極的に取り組んでいるか。	様式第19号	

(2) プレゼンテーションについて

日程：令和5年6月19日（月）

会場：仙台市青葉区二日町12番34号 オンワード樫山仙台ビル11階  
（建設局会議室）

(3) 評価要領

本提案の審査にあたっては、以下の要領で行う。

ア 応募者からの参加表明時の提出書類、提案書類及びプレゼンテーションをもとに、評価を行う。

イ プレゼンテーション時における応募者の出席者は5名以内とする。

ウ プレゼンテーションの際、応募者は必要に応じて本市が用意したパソコン・プロジェクター・スクリーンを使用することができる。プレゼンテーションの詳細については、応募者に別途通知する。

エ 評価の結果、以下の（ア）（イ）（ウ）の基準により最優秀提案者を決定し、契約に向けての優先交渉権者とする。また、次点を優秀提案者とし、次選交渉権者とする。

<最優秀提案者・優秀提案者決定のための優先順位>

（ア）合計点数の高い者

（イ）評価項目「①基本的事項」「②事業の継続性・資金計画」「③施工計画・内容・実施体制」の合計得点が高い者

（ウ）提示価格が最も低い者

オ 最低基準については、以下（ア）（イ）の基準とする。これに満たない応募者は、最優秀提案者及び優秀提案者として決定しない。

（ア）委員全員が、合計点数6割以上であること。

（イ）評価項目「①基本的事項」「②事業の継続性・資金計画」「③施工計画・内容・実施体制」の合計点数が6割以上であること。

9. 提案書類における提示条件

応募者は、以下の条件に基づき、提案書類を作成する。

(1) 契約を履行できること。

(2) 応募者の資金により本事業を履行し、事業費が本市の希望する金額以下であること。

(3) 要求水準書の仕様を満足する製品を使用すること。

(4) 更新設備以外に維持管理を実施する上で必要な設備についても対応すること。

(5) 契約終了後、更新設備を無償譲渡すること。

(6) 故障時や経年劣化による修繕など、維持管理・保守管理を行うこと。

(7) その他、本要項に定めることのほか、提案の募集等の実施にあたって必要な事項が生じた場合には、応募者に通知する。

10. 事業実施に関する事項

(1) 誠実な事業遂行

ア 事業者は、募集要項、要求水準書及び契約書に基づく諸条件に沿って、誠実に事業を遂行すること。

イ 事業遂行に当たって疑義が生じた場合には、本市と事業者の両者で協議すること。

(2) 本契約期間中の事業者と本市の関わり

事業は、事業者の責により遂行され、本市は契約に定められた方法により、事業実施状況について確認を行う。

(3) 本市と事業者との責任分担

ア 基本的な考え

本提案が達成できないことによる損失は、原則として事業者が負担する。ただし、天災や経済状況の大幅な変動など、事業者の責に帰さない合理的な理由がある場合は別途協議を行うものとする。

イ 予想されるリスクと責任分担

本市と事業者の責任分担は、原則として次項の「表：予想されるリスクと責任分担」（以下、「分担表」という。）によることとし、応募者は、負担すべきリスクを想定したうえで提案を行うものとする。また、分担表において双方に○の記載がある事項または分担表に該当しない事項が発生した場合には、協議を行うものとする。

ウ 事業の継続が困難となった場合における措置

(ア) 提案書類と事業実施内容が乖離した場合など、優先交渉権者の責めにより契約できない場合は、本市は次選交渉権者と協議を行うこととし、本市に対してそれまでに要した費用を請求できないものとする。

(イ) 本市の指示により事業が中止された場合は、事業者は提案書類で提示した金額を上限に、本市と協議のうえ合意した金額を請求できるものとする。また、本契約後に事業の継続が困難となった場合の措置については、契約書において定めるものとする。

表：予想されるリスクと責任分担

	リスクの種類	リスク内容	負担者	
			本市	事業者
共通事項	募集要項の誤り	募集要項の記載事項に重大な誤りのあるもの	○	
	提案の誤り	本事業の提案が達成できない場合		○
	安全性の確保	工事・維持管理における安全性の確保		○
	環境の保全	工事・維持管理における環境の確保		○
	制度の変更	法令・許認可・税制の変更	○	○
	保険	維持管理期間のリスク保証に必要となる保険		○
	事業の中止・延期	本市の責による事業の中止・延期	○	
	周辺住民等の反対による事業の中止・延期	○	○	

		設備建設に必要な許可の取得遅延によるもの		○	
		本市の不注意等による建設許可等の遅延によるもの	○		
		事業者の責によるもの		○	
		本市の事業放棄、破綻によるもの	○		
計画・設計段階	不可抗力	天災などによる設計変更・中止・延期（詳細は契約書による）	○	○	
	物価の変動	急激なインフレ・デフレ（設計費に対して影響のあるもののみを対象とする）	○	○	
	設計変更	本市の提示条件、指示の不備によるもの	○		
		事業者の指示・判断によるもの		○	
資金調達	必要な資金の確保に関すること		○		
工事	第三者賠償	工事における第三者への損害賠償義務		○	
	不可抗力	天災などによる工事変更・中止・遅延（詳細は契約書による）	○	○	
	物価の変動	急激なインフレ・デフレ（建設費に対して影響のあるもののみを対象とする）	○	○	
	立入許可	必要な施設への立ち入り許可	○		
	用地の確保	資材置き場の確保			○
		設計変更	本市の提示条件、指示不備によるもの	○	
		事業者の指示、判断の不備によるもの		○	
	工事遅延・未完工	本市の責による工事遅延・未完工による引渡しの遅延	○		
		事業者の責による工事遅延・未完工による引き渡しの遅延		○	
	工事費増大	本市の指示、承諾による工事費の増大	○		
		事業者の指示、判断によるもの		○	
	性能	要求仕様不適合（施工不良も含む）		○	
一般的損害	引き渡し前に工事目的物などに関して生じた損害		○		
	引き渡し前に工事に起因し施設に生じた損害		○		
関係支払	支払遅延・不能	支払いの遅延・不能によるもの（下記以外）	○		
	金利	市中金利の変動		○	
	支払瑕疵	隠れた瑕疵等の担保責任※	○		
維持管理関連	計画変更	用途の変更等、本市の責による事業内容の変更	○		
		事業者が必要と考える計画変更		○	
	立ち入りの許可	必要な施設への立ち入りの許可が下りない場合の事業未遂行	○		
	更新設備の損傷	本市の故意・過失または施設に起因する更新設備の損傷	○		
	更新設備の損傷 施設損傷	事業者の故意・過失に起因する更新設備の損傷		○	
	更新設備の損傷 施設損傷 瑕疵担保	事業者の故意・過失または更新設備に起因する施設・設備の損傷		○	
	不可抗力以外のその他の原因による施設・設備	○	○		

		の損傷		
	施設損傷 瑕疵担保 不可抗力	更新設備に関する隠れた瑕疵の担保責任		○
		火災・天災・戦争などの不可抗力による設備・更新設備等の損傷	○	○
	機器の不良	更新機器が所定の性能を達成しない場合		○
	光熱費単価	光熱費単価の変動	○	
	エネルギー消費量	機器の使用状況・稼働率等の変動や運転管理方法の顕著な変更	○	
	エネルギー消費量 設備の不良	更新設備が所定の性能を達成しない場合		○
関連証	性能	要求仕様不適合（施工不良を含む）		○
		仕様不適合による施設・設備への損害、施設運営への障害		○

※本事業遂行に当たって障害となる、本事業範囲外の不具合

## 1 1. 契約に関する事項

### (1) 契約

本市と優先交渉権者は、詳細協議の結果、双方が合意した内容で契約締結のための手続きを行う。また、契約までの費用については優先交渉権者の負担とする。

### (2) 契約の時期

令和5年8月下旬（予定）

### (3) 契約の概要

事業者が遂行すべき工事、維持管理に関する事業内容や支払方法などを定めるものとする。また、本市と事業者の役割と責任及び遵守事項を明確化し、相互の確認事項や方法及び時期等について明記するものとする。なお、契約内容に変更が生じた場合、協議により変更できるものとする。

## 1 2. 工事計画

(1) 契約後、業務履行計画書を速やかに作成し、本市と事前に調整を図ること。

(2) 具体的な計画については着手前に本市と協議すること。

(3) 取り外した設備の取扱いについては、再資源化を基本とする。なお、本市が方法を指定した場合は、それに従うこと。

(4) 工事に係る瑕疵については契約に基づき、事業者の責任とすること。

## 1 3. 事務局

本提案募集に係る事務局は、次のとおりとする。

担当窓口：仙台市建設局百年の杜推進部公園管理課利活用推進係

所在地：仙台市青葉区二日町12番34号 オンワード檜山仙台ビル4階

電話：022-214-8932

F A X：022-214-8358

電子メール：[ken010220@city.sendai.jp](mailto:ken010220@city.sendai.jp)